

司法書士向け共同受任サービス

当事務所の役割	行って頂くこと	当事務所の報酬
顧客との打ち合わせ、スキーム設計、契約書の作成、信託口座開設の手配、公証役場との打ち合わせ、登記。	正式に依頼される前の顧客との打ち合わせ。依頼後の打ち合わせ時の同伴。 戸籍、住民票、登記事項証明書、評価証明書、名寄帳、診断書などの収集。 顧客との連絡窓口(組成後も含む)。 (家族信託の基本的な知識をお教えしながら業務を進めます。)	通常報酬の70% 登記報酬100%
要所において顧客と打ち合わせ。 スキーム設計のサポート。 契約書の作成、信託口座開設の手配、公証役場との打ち合わせ。 登記用信託目録作成のアドバイス。	顧客との打ち合わせの大部分。 スキームの設計。登記。信託口座開設時の同行。 戸籍、住民票、登記事項証明書、評価証明書、名寄帳、診断書などの収集。 顧客との連絡窓口(組成後も含む)。 (家族信託について基本的な知識のある司法書士が対象となります。移動が伴う業務の大部分を行って頂きます。)	通常報酬の50% 登記報酬50%
作成されたスキーム、契約書、登記用信託目録のチェックとアドバイス。 専門家との契約となります。	顧客との打ち合わせ、スキーム設計、契約書の作成、信託口座開設の手配、公証役場との打ち合わせ、登記。 戸籍、住民票、登記事項証明書、評価証明書、名寄帳、診断書などの収集。 顧客との連絡窓口(組成後も含む)。 (家族信託の研修などを受けて、ご自身で契約書・登記用信託目録の作成が可能な司法書士が対象となります。)	通常報酬の30% 登記報酬 30%